

# 柏市南部地域ふるさと協議会会則

令和6年度現行

(名 称)

第1条 本会は、柏市南部地域ふるさと協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を柏市南部近隣センター内におく。

(目 的)

第2条 協議会は、市民自治の精神に則り、地域における市民相互の交流と活動を通じて、地域の社会福祉の増進、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習、地域文化の振興に関する事。
- (2) 健康・スポーツ活動に関する事。
- (3) 生活環境の向上に関する事。
- (4) 防犯・防災・安全に関する事。
- (5) 地域住民のふれあいの増進に関する事。
- (6) 地域福祉に関する事。
- (7) ボランティア活動の推進に関する事。
- (8) 各種地域団体の連絡調整に関する事。
- (9) その他協議会の目的達成に必要な事業に関する事。

(構 成)

第4条 協議会の地域は、柏市が定める南部地域を対象範囲とする。

2 協議会の委員は、別表に掲げる者によって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 3名 監事 2名 部長 10名

会計 2名 副部長 10名程度 書記 2名

町会長（自治会長を含む。以下同じ。）

2 会長、副会長及び監事は、会長、副会長及び監事以外の役員をもって構成する役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、委員の中から選考する。

3 部長、副部長、会計及び書記は、会長及び副会長が委員の中から選考する。

4 役員は、総会において承認する。

5 選考委員会の運営に関しては、別に定める細則によるものとする。

(相談役)

第6条 会長は、役員会の同意を得て相談役をおくことができる。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を統轄し、協議会を代表する。

- 2 会長は、副会長の中から、第10条第1項各号の本部を担当する本部長を選任する。本部長は、担当専門部の調整を行う。
- 3 第10条第1項第1号の総務企画本部を担当する副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行し、本部間の連絡調整を行う。
- 4 監事は、協議会の会計監査を行う。この職務を行うため必要があるときは、第13条第1項に規定する会議に出席するものとする。
- 5 部長は、担当専門部を統括する。
- 6 会計は、協議会の会計を担当する。
- 7 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 8 書記は、協議会の記録を担当する。

#### （委員の職務）

- 第8条 委員は、原則として役員またはいずれかの専門部等に属し、その職務を行う。ただし、別表中の委員のうち、小中高等学校委員（アドバイザー委員）は、この限りではない。
- 2 前項ただし書きの委員は、役員から意見を求められたときは、出来る限りそれに応ずるよう努めるものとする。

#### （委員及び役員の任期）

- 第9条 委員及び役員の任期は、次の通りとし、再任を妨げないものとする。ただし、会長及び副会長の再任は、1期に限るものとする。
- （1）委員の任期は、1年とする。
  - （2）役員の任期は、2年とする。
- 2 欠員補充により就任した委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 任期満了により退任した委員または役員は、あらたに後任の委員または役員が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

#### （本部の設置）

- 第10条 協議会に次の本部をおき、本部長1名をおくものとする。
- （1）総務企画本部
  - （2）活動推進本部
  - （3）地区社協本部
- 2 前項第3号の地区社協本部は、地域福祉を推進するために社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「柏市社協」という。）が設置した団体とし、他の保健福祉事業者等に対してはその名称を柏市南部地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）と称する。

#### （地域自治連絡会議の設置）

- 第11条 協議会に地域自治連絡会議をおき、町会、自治会の運営に関する事項その他地域における諸問題等について協議すること及び行政との連絡強化等の促進に努めるものとする。
- 2 前項の地域自治連絡会議の構成員は、町会長とし、議長及び副議長各1名をおくものとする。

- 3 前項の議長及び副議長は、構成員の互選により選任し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 4 任期満了前または任期満了により退任した議長または副議長の後任者の任期及び退任後の職務については、第9条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 第2項の議長は、地域自治連絡会議を統括し、副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

(専門部等の設置)

第12条 第10条第1項第1号の総務企画本部に次の第1号乃至第3号の専門部並びに第4号及び第5号の専門職をおく。

- (1) 総務部
  - (2) 企画部
  - (3) 広報部
  - (4) 会計
  - (5) 書記
- 2 第10条第1項第2号の活動推進本部に次の専門部をおく。
    - (1) 催事部
    - (2) 防犯防災部
    - (3) 文化部
    - (4) 体育部
    - (5) 環境部
  - 3 第10条第1項第3号の地区社協本部に次の専門部をおく。
    - (1) 保健福祉部
    - (2) ボランティア・ネット部
  - 4 前3項の各専門部に部長及び副部長各1名をおくものとする。ただし、必要があるときは、2名以上の副部長をおくことができる。この場合、副部長には、町会長を充てるものとする。
  - 5 各専門部の業務分掌は、別に定める細則によるものとする。
  - 6 各専門部は、必要に応じてサポーター支援を受けることができる。

(会議の種類等)

第13条 協議会の会議は、総会、諸行事实行委員会、役員会、事務局会議、本部会及び専門部会とし、総会、諸行事实行委員会、事務局会議、役員会は会長が、本部会は本部長が、専門部会は当該担当専門部の本部長または部長が招集する。

- 2 総会は、定時総会と臨時総会とし、次の通り開催する。
  - (1) 定時総会は、毎年4月に開催するものとする。
  - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または3分の1以上の委員から書面により会議に付議すべき事案を示して総会開催の申請があったとき開催する。
- 3 諸行事实行委員会は、委員及び当該行事の実施に係る者が出席し、行事開催日より原則として20日以前に開催する。
- 4 役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。

5 事務局会議は、会長、副会長、総務部長、会計及び書記が出席し、会長が必要と認めたとき開催する。ただし、会長は、付議する議案に応じ、会議構成員以外の者を出席させることができる。

6 本部会は、本部長が必要と認めたとき開催する。

7 専門部会は、当該担当専門部の本部長または部長が必要と認めたとき開催する。

8 議事は、会議を構成する者の過半数の者が出席し、出席者（監事を除く。）の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

（会議の議長）

第14条 前条第1項に定める会議の議長は、会長が任命する。ただし、本部会の議長は本部長が任命し、専門部会の議長は当該担当専門部の本部長または部長が任命する。

（会議の審議事項）

第15条 第13条第1項及び第2項に定める会議における審議事項は、次の通りとする。

（1）定時総会

ア 事業報告及び収支決算に関すること。

イ 事業計画及び収支予算に関すること。

ウ 役員の選出に関すること。

エ 協議会の会則の改廃に関すること。

オ 第5条第5項、第12条第5項及び第19条第2項に規定する細則の改廃に関すること。

カ その他重要な事項に関すること。

（2）臨時総会

ア 臨時総会開催を必要とする事案に関すること。

（3）諸行事实行委員会

ア 諸行事の実施に関すること。

（4）役員会

ア 総会に提案する諸案に関すること。

イ 相談役の承認に関すること。

ウ 事業の実施に関すること。

エ 表彰の承認に関すること。

オ その他必要な事項に関すること。

（5）事務局会議

ア 役員会等に付議すべき議案に関すること。

（会則の改廃）

第16条 この会則の改廃は、総会の議決を必要とする。

（会 計）

第17条 協議会の経費は、市補助金、柏市社協助成金、町会（自治会を含む。）分担金その他の収入によってまかなう。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

（文書等の保存期間等）

- 第18条 文書、書類及び広報紙（以下「文書」という。）の保存期間の基準は、別表2の左欄に掲げる文書等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。
- 2 文書等の保存期間は、文書等を作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。
- 3 保存期間が満了した文書等は、個人情報保護法の趣旨に反しない方法により、速やかに廃棄処分する。

（慶 弔）

第19条 協議会は、委員に次の事由が生じた場合に金品を贈り慶弔の意を表する。

- （1）本人が結婚した場合祝金10,000円
- （2）本人が死亡した場合香料10,000円
- （3）本人の配偶者が死亡した場合香料10,000円
- （4）本人が2週間以上入院した場合見舞金5,000円
- （5）本人と同居している家族が死亡した場合香料5,000円

2 前項に規定のないものについては、役員会において協議し決めるものとする。

（表 彰）

第20条 協議会の委員、役員として永年にわたり協議会及び地域社会に対し著しい貢献をしたものに表彰状または感謝状及び記念品を贈呈し謝意を表するものとする。

2 表彰基準その他表彰に関する事項については、別に定める細則によるものとする。

（委 任）

第21条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、平成21年4月1日から施行する。

（事業の継承）

2 協議会は、南部地域ふるさと協議会（昭和54年5月31日設立）及び南部地区社会福祉協議会（平成10年10月1日設立）（以下「両協議会」という。）が行っていた事業を継承する。

（経過措置）

3 この会則の施行前、両協議会の委員をもって構成する結成総会において決した柏市南部地域ふるさと協議会会則（以下「会則」という。）及び柏市南部地域ふるさと協議会各部業務分掌細則は、会則第15条第1号に定める定時総会において、決したものとみなす。

4 この会則の施行前、両協議会の会長、副会長及び監査または監事を除く役員をもって構成する役員選考委員会において選考した会長、副会長及び監事は、会則第5条第2項に定める役員選考委員会において選考したものとみなす。

附則（平成２３年２月２０日総会決議）

（施行期日）この会則は、平成２３年４月１日から施行する。

附則（平成２３年４月１７日総会決議）

（施行期日）この会則は、平成２３年４月１日から施行する。

附則（平成２４年４月２２日総会決議）

（施行期日）この会則は、平成２４年４月１日から施行する。

附則（平成２６年４月２０日総会決議）

（施行期日）この会則は、平成２６年５月１日から施行する。

附則（平成２８年４月１７日総会決議）

（施行期日）この会則は、平成２８年４月１８日から施行する。

附則（平成２９年４月１６日総会決議）

（施行期日）この会則は、平成２９年４月１７日から施行する。

附則（平成３０年４月１５日総会決議）

（施行期日）

１ この会則は、平成３０年４月１６日から施行する。

（経過措置）

１ この会則の施行日において、既に別表２に定める保存期間を経過した文書等については、施行日に保存期間が満了したものとみなし、施行日以降速やかに廃棄処分するものとする。

附則（令和４年４月１７日総会決議（書面））

（施行期日）この会則は、令和４年５月１日から施行する。

附則 令和５年４月１６日総会決議

（施行期日）この会則は、令和５年５月１日から施行する。

附則 令和６年４月２１日総会決議

（施行期日）この会則は、令和６年５月１日から施行する。

別表第1（第4条第2項）

協議会委員構成メンバー選出団体及び人数

|               |       |
|---------------|-------|
| 協議会加入町会・自治会の長 | 全 員   |
| 民生児童委員        | 10名   |
| 主任児童委員        | 3名    |
| 柏市民健康づくり推進員   | 3名    |
| 消費生活コーディネーター  | 2名    |
| 青少年健全育成協議会    | 1名    |
| 青少年相談員        | 1名    |
| 少年補導員         | 1名    |
| 小中高等学校        | 5名    |
| 小中学校PTA       | 4名    |
| 南部シニアクラブ      | 1名    |
| 赤十字奉仕団        | 1名    |
| 柏桜太鼓          | 1名    |
| サークル（文化）      | 2名    |
| サークル（体育）      | 2名    |
| 地区福祉ボランティア推進員 | 2名    |
| 柏市明るい選挙推進委員   | 2名    |
| 町会・自治会推薦者     | 25名以内 |
| 協議会推薦者        | 20名以内 |

合計100名以内

備考

- 1 町会長・自治会長は、民生児童委員または柏市民健康づくり推進員  
その他委員選出団体の構成員を兼務している場合であっても、町会  
長・自治会長として委員に就任する。
- 2 協議会委員選出団体等は、協議会の事業実施上、必要とする場合は  
出来るだけ参加協力する。

別表２（第１８条）

| 文 書 等 保 存 期 間 表 |                            |      |
|-----------------|----------------------------|------|
| 文 書 等 の 区 分     |                            | 保存期間 |
| 1               | 広報紙「ふるさと南部だより」             | 永 年  |
| 2               | 契約に関する文書                   | 5 年  |
| 3               | 定時総会及び臨時総会に関する資料           |      |
| 4               | 各事業の実行委員会に関する資料            |      |
| 5               | 土地の占有に関する文書                |      |
| 6               | 助成金及び補助金に関する文書             |      |
| 7               | 現金の出納に係る証拠の書類              |      |
| 8               | 現金出納帳その他の会計帳簿及び会計伝票        |      |
| 9               | 柏市及び柏市社会福祉協議会等への委員等推薦に係る書類 |      |
| 10              | 協議会委員推薦に関する書類              |      |
| 11              | 感謝状贈呈に関する書類                |      |
| 12              | 被表彰者推薦に関する書類               |      |
| 13              | その他の文書等                    | 1 年  |

# 柏市南部地域ふるさと協議会専門部業務分掌細則

令和6年度現行

柏市南部地域ふるさと協議会会則第12条第5項の規定に基づき、各専門部の業務分掌を次の通り定める。

## （総務部）

第1条 総務部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）総会、諸行事实行委員会、役員会、事務局会議、役員選考委員会の開催通知、準備及び議案書の作成に関すること。
- （2）前号の諸会議の議事及び議案書、記録等の保管に関すること。
- （3）予算及び決算に関すること。
- （4）各部活動の総括に関すること。
- （5）視察研修に関すること。
- （6）慶弔、表彰に関すること。
- （7）他の部に属さない事項に関すること。

## （企画部）

第2条 企画部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）すべての専門部等を挙げて行う事業（南部まつり、南部市民運動会及び南部文化祭等）の実施計画の立案に関すること。
- （2）新規事業等の実施計画の立案につき専門部の協力要請を受けたときは、出来る限りそれに応ずるよう努め、協力要請を受諾した場合はその協力業務の内容に応じた業務の遂行に関すること。
- （3）柏市南部地域ふるさと協議会が行う事業について、調査及び研究を行うとともに時代の推移、住民のニーズに合致した内容または事業の提案に関すること。
- （4）各種団体の活動に関する資料の収集、整理及び保管に関すること。

## （広報部）

第3条 広報部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）広報紙の編集及び発行に関すること。
- （2）諸行事の広報を行うこと。
- （3）その他広報全般に関すること。

## （催事部）

第4条 催事部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）南部まつりの実施に関すること。
- （2）諸行事における芸能大会に関すること。
- （3）その他諸行事に関して、他の部に属さない事項に関すること。

(防犯防災部)

第5条 防犯防災部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害発生時における地域住民の安全確保等の活動に関する事。
- (2) 防災訓練に関する事。
- (3) 諸行事における警備等に関する事。
- (4) その他防犯・防災全般に関する事。

(文化部)

第6条 文化部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 南部文化祭の実施に関する事。
- (2) 文化サークル活動に関する事。
- (3) その他文化・教育全般に関する事。

(体育部)

第7条 体育部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 南部市民運動会の実施に関する事。
- (2) 地域スポーツ大会に関する事。
- (3) 体育サークル活動に関する事。
- (4) その他健康・スポーツ活動全般に関する事。

(環境部)

第8条 環境部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ゴミ減量、地域生活環境に関する事。
- (2) 緑化運動に関する事。
- (3) 地域生活環境の啓蒙に関する事。
- (4) その他環境全般に関する事。

(保健福祉部)

第9条 保健福祉部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 南部ふれあいの集いの実施に関する事。
- (2) 地域福祉講演会、地域福祉懇談会、地域福祉研修会の実施に関する事。
- (3) 地域ぐるみの健康づくり、子育て支援に関する事。
- (4) その他地域福祉全般に関する事。

(ボランティア・ネット部)

第10条 ボランティア・ネット部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ボランティア活動の育成及び地域内外のボランティア団体等との連携並びに立ち上げの支援に関する事。
- (2) 南部地域いきいきセンターの活動支援に関する事。
- (3) 南部地域支えあい活動の推進に関する事。
- (4) その他ボランティア活動及び地域住民の福祉活動の支援並びに地域福祉のネットワークの構築に関する事。

附則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成25年4月21日総会決議）

この細則は、平成25年5月1日から施行する。

附則（平成26年4月20日総会決議）

この細則は、平成26年5月1日から施行する。

附則（平成31年4月21日総会決議）

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

# 柏市南部地域ふるさと協議会表彰細則

令和6年度現行

柏市南部地域ふるさと協議会会則第20条第2項の規定に基づき、表彰基準その他表彰に関し、次の通り定める。

## （表彰基準）

第1条 表彰は、次に掲げる者に対して行うものとする。ただし、次に掲げる基準に該当する場合であっても、既に同一基準により表彰を行った者または団体に対しては、表彰しないものとする。

- （1）7年以上、協議会の委員を務め、協議会の活動に寄与し、または貢献した者
- （2）5年以上、協議会の委員及び役員を務め、協議会の活動に寄与し、または貢献した者
- （3）3年以上、協議会の役員を務め、協議会の活動に寄与し、または貢献した者
- （4）7年以上、協議会の活動に寄与し、または貢献した団体
- （5）第1号から第4号までに掲げた基準と同等であると会長が認めた者または団体

2 前項各号の年には、断続した年数並びに南部地域ふるさと協議会（昭和54年5月31日設立・平成21年3月3日解散）及び南部地区社会福祉協議会（平成10年10月1日設立・平成21年3月31日解散）において、委員または役員として務めた年数を含むものとする。

## （表彰の時期）

第2条 前条第1項第1号ないし第3号の要件を充たす者に対する表彰は、協議会退任後速やかに行うものとする。ただし、委員の退任確定時期の遅延その他特段の事由がある場合は、退任後1年以内に表彰するものとする。

2 前条第1項第4号及び第5号の要件を充たす者または団体の存否について、適宜、調査を行い、要件を充足する者または団体に対し、遅滞なく表彰を行うものとする。

## （表彰の決定）

第3条 表彰は、役員会の承認を得て会長が決定する。

## （返礼の禁止）

第4条 表彰を受けた者は、一切の返礼を行わないものとする。

## 附則

この細則は、平成21年5月1日から施行する。

# 柏市南部地域ふるさと協議会役員選考委員会運営細則

令和6年度現行

柏市南部地域ふるさと協議会会則第5条第5項の規定に基づき、役員選考委員会の運営に関して、次の通り定める。

（選考委員会の開催時期）

第1条 役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、第1回を12月、第2回を2月及び第3回を3月に開催することを常例とする。ただし、第2回選考委員会において役員候補者の選考が終了したときは、第3回選考委員会は開催しない。

（選考委員長・副委員長の選任、職務）

第2条 第1回選考委員会において、選考委員の互選により選考委員の中から選考委員長1名、選考副委員長2名を選任する。

2 選考委員長は、選考委員会を運営し、委員会を代表する。選考副委員長は、選考委員長を補佐し、選考委員長不在のとき、または欠けたときは委員長の職務を代行する。

（役員候補者の推薦依頼）

第3条 選考委員長は、第2回選考委員会開催の20日前までに委員に対して、会長1名、副会長3名及び監事2名の候補者を、当該選考委員会開催の1週間前までに選考委員長あてに推薦するよう文書をもって依頼するものとする。

（現職会長等の再任意思確認）

第4条 選考委員長は、選考副委員長とともに、前条に定める委員に対する役員候補者推薦の依頼文書を発する前に現職の会長、副会長及び監事に対し、引き続き同じ役職の役員に就任するか否かの意思を確認しなければならない。

（再就任の意思のない現役員の委員への通知）

第5条 選考委員長は、前条の確認の結果、再就任の意思のない現役員については、その氏名、役職名及び役員就任の意思がない旨を、第3条に定める委員に対する役員候補者推薦依頼文書に明記し、委員に知らせなければならない。

（役員候補者推薦書の取扱い）

第6条 選考委員長は、委員から提出のあった役員候補者の推薦文書在中の封書を封緘したまま保管し、第2回選考委員会において、選考副委員長とともに、選考委員の面前において開封、集計し、その結果を選考委員会に報告するものとする。

（役員候補者の役員就任意思確認）

第7条 選考委員長は、選考副委員長とともに、委員から役員候補者の推薦を受けた者に対して、役員就任の意思の有無について推薦数の多い順に、順次、役員定数に達するまで、確認しなければならない。ただし、第4条により既に意思確認を行っている者については、再度の確認は行わない。

(役員就任の選考委員長等の辞任及び選任)

第8条 選考委員長または選考副委員長が、前条の役員就任の意思確認の対象者となり、かつ、前条の役員就任の意思確認の状況及び当該者への役員候補者推薦の数が、役員定数内の対象者となることが明らかとなったときは、役員就任の意思表示を行う前に、当該選考委員長または選考副委員長は辞任する。ただし、当該選考委員長または選考副委員長が、役員の就任意思確認の対象者辞退を選考委員会に表示したときは、辞任しないものとする。

2 前項の場合において選考委員長が辞任したときは、選考副委員長は、速やかに、当該選考副委員長2名の中から選考委員長の選任を選考委員会に諮らなければならない。

3 第1項の場合において選考委員長及び選考副委員長1名が辞任したときは、辞任しない選考副委員長が選考委員長に就任し、選考副委員長1名の選任を選考委員会に諮らなければならない。

4 第1項の場合において選考副委員長全員が辞任したときは選考委員長は、選考副委員長1名の選任を選考委員会に諮らなければならない。

5 第1項の場合において選考委員長及び選考副委員長全員が辞任したときは、選考委員長は、選考委員長及び選考副委員長1名の選任を選考委員会に諮らなければならない。

(役員候補者の決定)

第9条 選考委員長は、第7条の役員就任の意思確認を行った結果について、第2回または第3回選考委員会において、報告しなければならない。

2 選考委員長は、前項の場合において、役員就任の意思を有する者の人数が役員定数と同数のときは、当該役員就任の意思を有する者を役員候補者に決定する旨、宣言する。

3 選考委員長は、第1項の場合において、役員就任の意思を有する者の人数が役員定数を超過しているときは、推薦数の多い者から、順次、役員候補者とする旨、宣言のうえ、役員候補者にならなかった者について、選考委員による無記名投票を行う。

4 前項の投票の結果、得票数の多い者を役員候補者とする。

## 附 則

この細則は、平成21年5月1日から施行する。

# 柏市南部地域ふるさと協議会引当金基本規程

令和6年度現行

## （趣 旨）

第1条 柏市南部地域ふるさと協議会（以下「協議会」という。）が将来負担する支払い費用に充てるために行う引当金に関しては、この規程の定めるところによる。

## （引当金設定の原則）

第2条 引当金は、次の各号の一に該当する場合に限り設定することができる。

- （1）協議会の創立記念式典その他、概ね10年単位で実施する事業を行おうとする場合
- （2）太鼓その他の高額な備品を取得しようとする場合
- （3）太鼓その他の備品が損傷または破損した場合において、事業を継続するために当該備品の修理を要することが予測される場合（借用した備品の修理を含む。）

## （引当金の限度額等）

第3条 前条に定める引当金の設定に当たっては、前条各号の引当金の目的毎にその見積額を算定し、当該見積額以下の引当金目標額、引当年数及び年間引当限度額を定めなければならない。

2 前項の引当金目標額、引当年数及び年間引当限度額は、役員会の承認を得て会長が定める。

## （引当金の原資及び管理）

第4条 前条に定める引当金は、協議会が町会または自治会から拠出を受ける負担金及び地域有志の個人または法人、団体等から受ける寄付金の一部等を充てるものとし、柏市、柏まつり実行委員会または社会福祉法人柏市社会福祉協議会から交付を受けた助成金または補助金をこれに充ててはならない。

2 引き当てを行ったときは、その引当金相当額を引当金専用の銀行預金に預け入れ、一般資金と区分し管理するものとする。

## （引当金の取り崩し）

第5条 第3条に定めるところにより引き当てた引当金は、第2条各号に定める引当金の設定目的の事由が発生したときに限り、取り崩すものとし、これにより、当該引き当ては終了するものとする。ただし、第2条第3号の引当金にあっては、取り崩し後もなお引き当ての目的が存続する場合においては、更に引き当てを継続するものとする。

## 附則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

# 柏市南部地域ふるさと協議会太鼓の管理 及び貸与並びに借用太鼓に関する規程

令和6年度現行

柏市南部地域ふるさと協議会（以下「協議会」という。）が所有する別表に掲げる太鼓（以下「太鼓」という。）の管理及び貸与並びに借用した太鼓（以下「借用太鼓」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。

## （太鼓の保管及び管理）

第1条 太鼓は、南部近隣センター2階倉庫に保管する。

2 太鼓の管理は、協議会会則第10条（2）に定める活動推進本部長が行うものとする。

3 太鼓の管理は、前項の場合であっても、協議会会長（以下「会長」という）が、その責任を負うものとする。

## （太鼓の使用及び貸与）

第2条 太鼓は、次の各号の団体に限り貸与することができる。

（1）協議会加入町会または自治会（以下「町会等」という）

（2）南部青少年健全育成推進協議会

（3）協議会加入小中高等学校及びPTA

（4）柏桜太鼓

（5）その他協議会が認めた団体

2 太鼓の貸与を受けようとする者は、様式1の「太鼓借用申込書」を会長に提出するものとする。

3 活動推進本部長は、前項の申込者に貸与するときは、様式2の「太鼓貸与、返却、点検等記録簿」（以下「点検等記録簿」という）に所要事項を記録し、その記録簿を保管しなければならない。

## （使用上の遵守事項）

第3条 太鼓を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）太鼓の持ち運び、運搬、備え付けに当たり、細心の注意をはらい、太鼓の皮その他を傷つけ破損させないこと。

（2）太鼓を練習に使用するときには、太鼓カバーを張り、バチは柔らかいものを使用すること、別表に掲げる太鼓のうち、No.3の太鼓にあっては、常時、当該太鼓に備え付けられているバチを使用すること。

## （太鼓破損の費用負担）

第4条 使用者（団体）は、太鼓の借用中において、次の各号のいずれかの原因により太鼓の皮その他を傷ついたり破損させたときは、修理に要する費用を負担しなければならない。

（1）太鼓を傷つけまたは破損が、太鼓の持ち運び、運搬、備え付けのときに発生した場合

（2）No.3の太鼓にあっては、傷つけまたは破損が、当該太鼓に備え付けられているバチ以外のバチを使用しているときに発生した場合

2 使用者（団体）が、前項各号に定める以外の原因により太鼓の皮その他を傷つけたり破損させたときは、修理に要する費用の10%相当額を使用者（団体）が、90%相当額を協議会が、それぞれ負担するものとする。

（太鼓の借用手続き）

第5条 会長は、町会等から太鼓を借用しようとするときは、様式3の「太鼓借用申込書」（協議会用）を、町会等の長に提出し、貸与協力につき要請するものとする。

2 前項の太鼓の借用申し込みを受けた町会等が、それに応ずる場合にあっては、様式4の「太鼓貸与承諾書」を会長に提出するものとする。

3 会長は、前項により受理した「太鼓貸与承諾書」の写しを柏桜太鼓に渡し、次条の借用太鼓の管理につき依頼するものとする。

（借用太鼓の管理）

第6条 町会等から借用する太鼓については、太鼓の引き渡し及び返却並びに借用期間中の管理について柏桜太鼓に委託する。

（借用太鼓破損の修理等）

第7条 協議会は、町会等から借用した太鼓について、引き渡しを受けてから返却するまでの間に、当該太鼓を損傷させまたは破損させたときは、当該太鼓の修理費を負担する。

2 前項の太鼓の損傷または破損が発生したときは、直ちに当該太鼓を所有する町会等の長に損傷または破損の状況を説明するとともに、当該太鼓の修理の時期その他修理に関して協議する。

3 協議会は、損傷または破損した太鼓の修理が終了したときは、当該太鼓を所有する町会等の長に立ち会いを求め、修理終了の確認を行ったのち、返却するものとする。

附則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

別 表

## 協議会所有の和太鼓一覧表

| N O                                      | 太鼓の規格       | 購入年月日（販売店名）                        | 取得原資（取得価格）                                   |
|------------------------------------------|-------------|------------------------------------|----------------------------------------------|
| NO. 1                                    | 尺2寸<br>ケヤキ丸 | 昭和61年8月18日<br>（雷門／（株）岡田屋布施         | 柏南部地区児童福祉バザー<br>売上金（327,000円）                |
| NO. 2                                    | 尺4寸<br>栓丸   |                                    |                                              |
| NO. 3                                    | 2尺<br>長胴    | 平成14年8月19日<br>（西浅草／（株）宮本卯之助商<br>店） | 財団法人自治総合センター<br>コミュニティ助成事業助成金<br>（1050,000円） |
| *NO. 3（2尺長胴）の太鼓には、専用バチ（檜性）が2対が備え付けられている。 |             |                                    |                                              |

※以下の様式は省略

様式1（第2条第3項「太鼓借用申込書」＜団体用＞）

様式2（第2条第4項「太鼓貸与関係事項及び貸与、返却、点検等記録簿」）

様式3（第5条第1項「太鼓借用申込書」＜協議会用＞）

様式4（第5条第2項「太鼓貸与承諾書」）